大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助金交付要綱

平成28年４月４日

27健健発第12368号

改正　平成30年４月13日30健健発第10069号

改正　平成30年９月５日30健健発第11041号

改正　令和元年10月１日31健健発第11334号

改正　令和２年３月25日31健健発第12425号

改正　令和３年３月31日２健健発第12135号

改正　令和６年３月14日５健健発第12080号

（目的）

第１条　この要綱は、民間団体等が、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を購入し、区内の自らの施設に、24時間誰でも使える状態で設置（以下「補助事業」という。）をする際の費用を補助することにより、区民の安全及び安心の確保を図るとともに、救命率の向上に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の対象となる者は、町会、会社等の団体で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(１)　ＡＥＤ等を購入し、区内の自らの施設に、24時間誰でも使える状態で、５年以上継続して設置をすること。この場合において、当該設置予定場所の半径100メートル以内に24時間使える状態で設置されたＡＥＤがないこと。

(２)　前号の設置場所が屋外である場合は、温度管理ができ、風雨がしのげる屋外型ＡＥＤ収納ボックス等を使用すること。

(３)　団体に属する者の中に、消防署等が行う救命講習等の修了者がいること。

(４)　誓約書（別記第１号様式）の内容について、あらかじめ団体構成員の同意を得て、区へ誓約書を提出できること。

(５)　既に第５条第１項の規定による決定を受けた者であって、当該決定に係るＡＥＤの設置期間が盗難又は故障等により５年に満たず、かつ、当該ＡＥＤを設置した場所から半径100メートル以内の場所に新たにＡＥＤを設置しようとする者にあっては、当該決定に係るＡＥＤを設置した日から５年を経過していること。

（補助対象経費）

第３条　補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

1. ＡＥＤ等（別表に掲げる品及び数量に限る。以下同じ。）の購入設置に係る初期費用（以下「初期費用」という。）
2. 第15条の規定による額確定の通知に係るＡＥＤのバッテリパック及び使い捨て除細動パッドの交換費用（以下「消耗品費」という。）。ただし、当該通知書に係るＡＥＤを設置してから５年を経過するまでにおいて発生する当該ＡＥＤに係る消耗品費であって、かつ、１回の申請につきバッテリパック１個及び使い捨て除細動パッド２組までのものに限る。

（補助対象額）

第３条の２　前条第１号に規定する補助金の額は、予算の範囲内において、初期費用（消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）相当額を除く。）の総額の1/2の額（1,000円未満端数切捨て）又は32万3,000円のいずれか低い額とする。

２　前項の規定にかかわらず、町会、自治会等、消費税等の確定申告義務がない団体は、予算の範囲内において、初期費用（消費税等相当額を含む。）の総額の1/2の額（1,000円未満端数切捨て）又は35万6,000円のいずれか低い額とする。

３　前条第２号に規定する補助金の額は、予算の範囲内において、当該各号に定めるとおりとする。

1. バッテリパック交換費用（消費税等相当額を除く。）の総額の1/2の額（1,000円未満端数切捨て）又は2万円のいずれか低い額
2. 使い捨て除細動パッド交換費用（消費税等相当額を除く。）の総額の1/2の額（1,000円未満端数切捨て）又は1万円のいずれか低い額

４　前項の規定にかかわらず、町会、自治会等、消費税等の確定申告義務がない団体は、予算の範囲内において、当該各号に定めるとおりとする。

1. バッテリパック交換費用（消費税等相当額を含む。）の総額の1/2の額（1,000円未満端数切捨て）又は2万円のいずれか低い額
2. 使い捨て除細動パッド交換費用（消費税等相当額を含む。）の総額の1/2の額（1,000円未満端数切捨て）又は1万円のいずれか低い額

（申請手続）

第４条　初期費用の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、AEDの設置をしようとする年度の４月１日から12月31日までの期間に、大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助金交付申請書（別記第２号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ区長に申請しなければならない。

(１)　申請者の本人確認ができる書類（運転免許証等）の写し

(２)　団体に属する者の救急救命講習修了の確認できる書類

(３)　補助対象予定費用にかかる見積書等

(４)　誓約書

２　消耗品費の補助を受けようとする者（以下「消耗品費申請者」という。）は、大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）消耗品費補助金交付申請書（別記第３号様式。以下「消耗品費申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

1. バッテリパック又は使い捨て除細動パッドの購入費用にかかる領収書の原本又は写し
2. その他区長が必要と認める書類

（補助の可否決定）

第５条　区長は、前条第１項の規定により申請者から申請書が提出された場合は、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助金交付決定通知書（別記第４号様式）により申請者に通知するものとし、補助金の不交付を決定したときは大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助金不交付決定通知書（別記第５号様式）により申請者に通知するものとする。

２　前項の場合において、区長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができるものとする。

３　区長は、前項の規定により補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、補助事業の遂行が不当に困難にならないようにする。

４　区長は、前条第２項の規定により消耗品費申請者から消耗品費申請書が提出された場合は、内容を審査し、補助金の交付を決定したときは大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）消耗品費補助金交付決定通知書（別記第６号様式。以下「消耗品補助金交付決定通知書」という。）により消耗品費申請者に通知するものとし、補助金の不交付を決定したときは大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）消耗品費補助金不交付決定通知書（別記第７号様式。）により消耗品費申請者に通知するものとする。

５　第２項及び第３項の規定は、前項の規定により措置した場合について準用する。

（交付の条件）

第６条　区長は、補助金の交付の決定に当たっては、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

（申請の撤回）

第７条　申請者及び消耗品費申請者は、第５条第１項又は第４項の規定に係る補助金の決定内容又はこれに付された条件に意義がある場合は、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第８条　区長は、補助金の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(１)　天変地異その他、補助金の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。

(２)　第５条第１項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を遂行するため必要な施設その他の手段を使用することができないとき（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

(３)　補助事業者が補助事業に要する費用（補助金によって賄われる部分を除く。）を負担することができないとき（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

２　区長は、前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(１)　補助事業に係るＡＥＤ等の運搬及び撤去その他の残務処理に要する経費

(２)　補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

３　前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第１項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

４　第５条の規定は、第１項の規定により措置した場合について準用する。

（承認事項）

第９条　補助事業者は次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、区長に届け出て区長の承認を得ることとする。ただし、第１号及び第２号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(１)　補助事業に要する費用の配分を変更しようとするとき。

(２)　補助事業の内容を変更しようとするとき。

(３)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（ＡＥＤ等の購入設置）

第10条　補助事業者は、第５条第１項の規定による交付決定を受けた後、自らＡＥＤ販売業者と契約し、ＡＥＤ等を購入、設置し、ＡＥＤ販売業者へ費用を支払うものとする。

（事故報告等）

第11条　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業者は速やかにその理由その他必要な事項を書面により、区長に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けたときは、区長は、その理由を調査し、速やかに補助事業者にその処理について適切な指示をするものとする。

（状況報告等）

第12条　区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に補助事業の遂行の状況について報告させるものとする。

２　前項の報告を受けた場合において必要があるときは、区長は、補助事業者にその処理について適切な指示をするものとする。

（遂行命令等）

第13条　区長は、補助事業者による報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることとする。

２　区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

３　区長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第19条第１項第３号の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消す。

（実績報告）

第14条　補助事業者は、ＡＥＤ等を購入設置し、ＡＥＤ販売業者にＡＥＤ等の購入設置費用を支払後、大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助金実績報告書（別記第８号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて区長に実績報告を行うものとする。第９条第３号の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

(１)　ＡＥＤ等設置費用等の領収書原本又は写し

(２)　設置されたＡＥＤ等と案内表示などの事業実績を確認できる写真（任意）

(３)　その他区長が必要と認める資料

（補助金の額の確定等）

第15条　区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助金実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助金交付額確定通知書（別記第９号様式。以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条　区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

２　第14条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

（補助金の請求）

第17条　補助事業者及び第５条第４項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、確定通知書又は消耗品費補助金交付決定通知書を受け取った後、速やかに大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助金請求書（別記第10号様式。以下「請求書」という。）に、必要に応じて次に掲げる書類を添えて区長に補助金の請求を行うものとする。

(１)　支払金口座振替依頼書

(２)　その他区長が必要と認める書類

（補助金の支払）

第18条　区長は、前条の規定により請求書を受理した場合は、速やかに補助事業者等に補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第19条　区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金を他の用途に使用したとき。

(３)　その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　区長は、第５条第４項に規定する補助金の交付の決定を受けた者が第１項のいずれかの号に該当した場合は、24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）消耗品費補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

４　第５条の規定は、第１項又は前項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第20条　区長は、前条第１項及び第３項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第21条　区長は、第19条第１項及び第３項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者等に、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

２　区長は、補助事業者等に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者等がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第22条　区長は、前条第１項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第23条　第21条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第24条　区長は、補助事業者等に対し補助金の返還を命じ、補助事業者等が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（財産処分の制限）

第25条　補助事業者等が補助金により取得したＡＥＤ等又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（庶務）

第26条　大田区24時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助事業に係る事務は、健康政策部健康医療政策課が行う。

（その他）

第27条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

付　則

１　この要綱は、平成28年４月４日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月31日に限り、その効力を失う。

３　前項の規定にかかわらず、前項の期日までに第17条の規定により請求書を提出した補助事業者等については、同日後もなおその効力を有する。

４　第２項の規定にかかわらず、第５条第１項の規定による決定に係るＡＥＤを設置した日から５年を経過するまでに当該ＡＥＤに係る消耗品費を購入した者については、第２項の期日後もなおその効力を有する。

付　則（平成30年４月13日30健健発第10069号）

この要綱は、平成30年４月13日から施行する。

付　則（平成30年９月５日30健健発第11041号）

１　この要綱は、決定の日から施行する。

２　改正後の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものから適用する。

付　則（令和元年10月１日31健健発第11334号）

　この要綱は、令和元年10月１日から施行する。

付　則（令和２年３月25日31健健発第12425号）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和３年３月31日２健健発第12135号）

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和６年３月14日５健健発第12080号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 品名 | 数量 |  |
|  | 自動体外式除細動器 | １ |  |
|  | バッテリパック | １ |  |
|  | ＡＥＤ用キャリングバッグ | １ |  |
|  | 使い捨て除細動パッド | ２ |  |
|  | ＡＥＤレスキューセット | １ |  |
|  | ＡＥＤ設置案内シール | 10枚までの必要数 |  |
|  | 屋外型ＡＥＤ収納ボックス（ＡＥＤ盗難保険１回分付）又は屋内型ＡＥＤ収納ボックス | いずれか１ |  |
|  | ＡＥＤ等のとりつけにかかる費用 | １ |  |

第１号様式（一部改正）

（第２条関係）

第２号様式

（第４条関係）

第３号様式

（第４条関係）

第４号様式

（第５条関係）

第５号様式

（第５条関係）

第６号様式

（第５条関係）

第７号様式

（第５条関係）

第８号様式

（第14条関係）

第９号様式

（第15条関係）

第10号様式

（第17条関係）